

京都市教育委員会教育長訓令甲第4号

学 校

幼稚園

京都市立学校幼稚園文書取扱規程の一部を次のように改正する。

平成26年9月8日

京都市教育委員会

教育長 生田義久

第9条見出し中「管理」を「管理及び持出し」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 職員は、機密を要する公文書を校外に持ち出してはならない。ただし、校長が必要と認めるときは、この限りでない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部調査課)